

全建事発第 60 号
平成 25 年 9 月 12 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔公 印 省 略〕

「建設業取引適正化推進月間」の実施について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用などにより、その維持を図ってきたところですが、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されています。

このため、国土交通省及び都道府県においては、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）を実施し、法令遵守に関する活動を行います。

つきましては、貴会におかれましても、月間中は各種取組にご協力いただき、貴会会員企業に対しまして、月間の実施について周知方よろしくお願い申し上げます。

以 上